

○平成二十年経済産業省告示第七十四号（小型自動車競走法施行規則第二十四条第一項の規定に基づく小型自動車競走の事業の収支の算定方法）

（平成二十年四月一日）

（経済産業省告示第七十四号）

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第二十四条第一項の規定に基づき、小型自動車競走の事業の収支の算定方法について、次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。

なお、平成十五年経済産業省告示第七十五号（小型自動車競走法施行規則第二十四条第一項の規定に基づき、小型自動車競走の事業の収支の算定について定める件）は、平成二十年三月三十一日限り、廃止する。

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十二条第一項第一号及び第二号の事業の収支は、交付金の交付の期限を延長しようとする小型自動車競走施行者の小型自動車競走の事業（当該施行者が小型自動車競走場を所有する場合にあつては、当該小型自動車競走場の機能を活用して行う小型自動車競走の事業以外の事業を含む。）に係る資金収支計算書（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って貸借対照表及び損益計算書とともに作成されたものに限る。）による当期資金収支差額（次に掲げるものの合計額をいう。）とする。

- 一 営業活動による資金収支
- 二 投資活動による資金収支
- 三 財務活動による資金収支